

令和6年豊能町議会12月定例会議
福祉教育常任委員会

会 議 録

令和6年12月6日（金）

豊 能 町 議 会

令和 6 年豊能町議会 1 2 月定例会議
福祉教育常任委員会

年 月 日 令和 6 年 1 2 月 6 日（金）

場 所 豊能町役場 大会議室

出席委員 6 名

池田 忠史	吉田 正子	寺脇 直子
永谷 幸弘	永並 啓	高尾 靖子

欠席委員 なし

委員外出席 中川 敦司（副議長）

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上 浦 登	副 町 長	高 木 仁
教 育 長	板 倉 忠	生活福祉部長	小 森 進
こども未来部長	仙波英太郎	福 祉 課 長	仲村 晴好
住民人権課長	萩原 哲也	保 険 課 長	千歳あや乃
健康増進課長	岡本めぐみ	教育総務課長	池田 拓也
義務教育課長	峯 亜希子	こども育成課長	高田 浩史
生涯学習課長	中 谷 匠		

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	杉田 庄司
--------	-------	-----	-------

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和6年豊能町議会12月定例会議付託案件について

第50号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件

第51号議案 豊能町行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及
び特定個人情報の提供に関する条例改正の件

第52号議案 豊能町国民健康保険事業財政調整基金条例廃止の件

第53号議案 令和6年度豊能町一般会計補正予算（第5回）の 件
（関係部分のみ）

第54号議案 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正
予算（第1回）の件

第55号議案 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘
定補正予算（第2回）の件

第56号議案 令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算
（第2回）の件

2. その他

午前 9 時 30 分 開会

○委員長（池田忠史君）

おはようございます。

10 月末に、福祉教育常任委員会の所管事務調査として、富山のほうに行って参りました。財政的なものもありますんで、全てができるわけではありませんが、参考になることがありましたので、今後また、そういったこともこちらの委員若しくは個人から等ですね、提案をさせていただくこともあろうかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

座らせていただきます。

ただいまの出席委員は 6 名であります。

定足数に達しておりますので、福祉教育常任委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、町長より挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

皆さんおはようございます。

本日はお忙しい中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の福祉教育常任委員会では条例改正、それから各会計の補正予算などにつきまして審査をいただく予定となっております。

詳細に御審査いただきまして、委員の皆様方に御理解を賜りたいと存じますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

それではこれより本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、お手元に配付のとおりでございます。

令和 6 年豊能町議会 12 月定例会議付託の件についてを議題といたします。

第 50 号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

おはようございます。

保険課、千歳です。

第 50 号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては国民健康保険法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

着座にて御説明いたします。

それでは、議案書 8 ページ及び 9 ページ議案概要、新旧対照表をあわせて御覧ください。

改正の内容は、保険料を納めることができない特別な理由がある者に、6 ヶ月以内に限り徴収猶予を行うことが可能であるところ、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年以内とするものです。

附則といたしまして、この条例の施行は公布の日からといたします。

また、経過措置といたしまして、改正後の規定は令和 6 年度分の保険料のうち、令和 6 年 12 月以後の期間に係るもの及び令和 7 年度以後の保険料について適用し、令和 6 年度分のうち、令和 6 年 11 月以前の期間に係るもの及び令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとします。

説明は以上でございます。

御審査いただき御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

永谷です。

議案概要の4ページですかね、見ておるんですけども、改正の背景について聞こうかなと思っていたんですけど、大体ここに以下書かれておるんですけども、これちょっとと最長1年間ということで猶予が設けられますけれども、その概要説明書の右のほうにですね、本人に資力がありかつ資力の活用が可能となった場合、生活保護費の返還義務が発生し医療費の全額本人に請求することになるということで、一応延長は1年間ということになっておるんですけども、この辺の文面と合わせて例えば1年以内にこれがね、解決できない場合は、どのようなことになるのか。

その点について、もしわかればお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

先ほど御質問のありました、最長1年間を超えて、まだ資力等の活用のめどが立たないと、そういった場合どうなるのかという御質問であったかと思うんですけども、こちらのほうの条例につきましては最長1年というところは、変わりませんのでこれを延長するということはありません。

ただ、1年を経た後、この方について資力というものが無いという話になりますと従前よりありました、災害、病気、事業の休廃止等の理由によって保険料を納める資力がない方に関しては6ヶ月に限り、徴収猶予という別の制度もございますので、そちらの方に切り換えてやるということは可能となっております。ただし、これは延長ではなく新たな徴収猶予の制度を活用する

というような形になっております。

さらにまた6ヶ月を超えた後さらに資力がないという形になりますと、納付相談ですね、幾らかなりとも納めていただくことができるのかという納付相談に入るとともに、その方の資力は本当はないのかどうかという調査に入らせていただいて、資力がないということになれば執行停止であったり、そういった措置をとっていくと、そういったような流れになるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

資力がないということで聞いたんですけども、認知症の方若しくは身寄りの有無が判明しない。多分、お一人住まいとかって思うんですけど、その方に対しても法的なそういう処置をするという方向になるんでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

おっしゃるように認知症等で、判断能力というものが少し不足されてる方であったりだとか、その方についてまた身寄りのない、その方の財産についてどのように取り扱いにするかということが判断できない場合、そうなりますと、ルールというものは一定あるんですけども、そこは状況に応じて判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

吉田副委員長。

○副委員長（吉田正子君）

本町は、持ち家率98%とお聞きします。

そして、お尋ねしたいのは時効とかそういうのはあり得るのでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

時効の考え方につきましてはそうですね、徴収猶予の期間内であれば、督促であったりだとか、徴収のほうを猶予するということでございますので、その間っていうのは時効というような形には入らないんですが、徴収猶予が切れた後から時効が始まるというような形になって参ります。

その間に請求であったり、何らかの滞納処分をしない場合は時効が止まることがございますので、本来の時効といった形で時効を迎えるというようなパターンも考えられるかと思っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

それ時効を迎える場合って何年ですか。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

国民健康保険料の場合につきましては、2年が時効となっております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

高尾です。

今、御説明いただきました状況ですけれども説明でですね、今現在、そういう方達がおられると思うんですけれども、どれぐらいの人数が予想されるのか、そういうのはまだ調査としてはされていないんでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

こういった条例のほうの改正をさせていただく背景にはおっしゃるように、こういったパターンの方っていうところが、実際にいらっしゃってその方に対する対応という形で今回の改正のほうさしていただいております。人数のほうに関しては豊能町におきましては、こういった事例の方は現在把握しておりません。全国的においてもこういった事例がどの程度あるのか、ということについても現在のところは把握できておりません。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

滞納者が増えて、いろいろ今先ほどは、事情をしっかりと聞いて対応していくということでございますけども、最悪の場合は資産とかそういうところまで、踏み込んでいくようなことも以前あったわけですが、そういうことを今はあまりないんでしょうか。

現在、やっぱりまだそういう資産については取り上げるとか、そういうところはそこまでいってないということがいえるのかその辺ちょっとお聞きしたいと思ってます。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

国民健康保険料のほうにつきましては、そうですね、滞納されてる方について、財産処分そういったことも実際にはやっております。資力がありながら、納付のほう滞っておるという方に対しての処分でございますので、資産とかがない方或いは資力がない方、そういった方について、無理やり

そういった滞納処分に入るといったようなことはございません。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして第51号議案、豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

第51号議案、豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

着座にて説明いたします。

本件につきましては、個人番号を利用することができる事務に乳幼児等の医療費の助成に関する事務等を追加するため所要の改正を行うものでございます。それでは、

議案書 10 ページから 13 ページ議案概要、新旧対照表をあわせて御覧ください。

乳幼児等、ひとり親家庭、重度障害者の医療費助成制度において、個人番号いわゆるマイナンバーを利用した情報連携による受給資格の確認を行うことができるよう、当該事務を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項による独自利用事務として規定するものです。

附則といたしまして、この条例の施行は規則で定める日といたします。

説明は以上でございます。

御審査いただき御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

マイナンバーカード取得されている方、されていない方も含めて、この個人番号を利用して、ひとり親家庭医療費助成並びに重度障害者医療費助成、また乳幼児等医療費助成のこの三点について、今回はマイナンバーカードを使って、我々町民の負担も減るし、そして町側の業務の負担も減るといことで改善されるというお話といことで伺っていいんですね。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

今回、事務を追加します福祉医療助成と言われる乳幼児医療、ひとり親、重度障害、こういった医療費助成の申請につきましては、受給資格認定審査時において健康保険情報や所得の情報の確認が現在必要となっております。これまで保険情報につきましては、保険証のほう紙の保険証を提示して

いただいておりますが、この 12 月 2 日以降、紙の保険証のほうが廃止されることにより、マイナ保険証のほうにおいてはこれまでのように、紙で提示確認というのができなくなって参ります。

申請者本人がスマホ等でマイナポータルに接続し情報提示いただく、或いは資格情報のお知らせを持参いただくということが想定されております。

今回の情報連携によって、町で個人番号の利用による保険情報の確認が行われることに加え、受給資格認定審査時において必要となる所得情報についても確認ができるようになります。特に新たに転入された方につきましては、所得情報が町にはございませんので、これまでは所得に関する証明書は各自で入手いただいて、提出いただいております。今回これが不要となります。

今回の改正によりまして、申請時に保険情報や所得に関する証明等の提示・提出が不要となりますので住民の利便性の向上が図られるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

ということは俗に言うプッシュ型という形になるんですが、申請はいらないんですよね。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

申請というものはしていただく必要がございます。その申請の際に必要な書類のほうが必要になるといった、御理解いただければと思います。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

今回この三点なんですけど、今後の考え方なんですけども、他のものについても出てきそうな感じのものがあるのでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

申請時に、所得情報の確認が必要な事務っていうのはこの保険課だけでなく、いろんな部署で必要となるものあるかと思えます。それでそういった所得に関する情報を、ちょうど調べる際にですね、こういった形での独自利用というところは、今後出てくる可能性はあるかと考えております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほかにございませんか。

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

特定個人情報の提供なんですけど照会とかこれは例えば、最近は災害とか起こりますけれども、そういった場合とかにも提供できるものなのでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

今の御質問なんですけれども、法令で定められている分に関しましては、情報提供のほうはできるかと思うんですけれども、実際に今回上げておる独自利用というところで入手できる情報であったりとか、そういったものを提供するかどうかということになりますと、今回入手した情報を災害時とかそういった場合に提供するということはあまり考えられないのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

吉田副委員長。

○副委員長（吉田正子君）

重度の障害とかで入所されている場合は、これはこの医療を、そこから医療を受ける場合は、預かるということになるんですか。マイナンバーを預かってやっていかれる。それとも個人が持つということは、ちょっとできないと思うんですけどもどう対応されるのか。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

マイナンバーの管理につきましては、個人で管理される場合と施設さんによっては施設に管理をお願いしている御家族の方もいらっしゃるというふうには聞いております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

先ほどの御説明では、所得を確認するというふうなことがありましたけれども、これは家族全体の所得も含めて確認することになるのでしょうか。その辺お聞きします。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

それぞれの助成の対象となる所得確認が必要な方というのが決まっておりますので、その方に関しての所得情報のほうを調べることになると思います。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

いろいろ調査するのは職員だけがされるのか、それともデジタル推進のために外部人材を入れられての、手続きや調査とかそういうのを行うような方向もあるのかどうかその辺を確認します。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○委員（高尾靖子君）

保険課、千歳です。

今回の独自利用に関しましては、職員だけが調べるというような形になっております。現在マイナンバーを使って何かを調査できるという権限というものを与えられている者というのがおりますので、現在それを与えられていない者に関しては、それを調べることができないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

このマイナンバーについては、いろいろ全国的にも、カードを利用するに当たって問題が出ておりますので、本当にいろいろ紐づけされてですね、それとマイナカードの各事業所がまだ整備できてないとかいろいろあって問題がもう常にね、マスコミにも出てるし、私たちのニュースにも入ってきてるんですが、この点では今の現状では、本町としてはそういう問題は起こっていないのかどうか、それちょっと確認いたします。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

本町全体ということになりますと、そのあたりの情報というのはすべて把握しているわけではございませんけれども、少なくとも私の所管課におきましてはそういっ

た問題は現在起こっておりません。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

質疑を終結します。

これより討論を行います。

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

簡単に討論させていただきます。

今、マイナカードを利用している利用率もまだすごく低い。カードは発行している率は高くなっているけれども、そういう点での利用率が低いということも言われていて、このカードの危険性が、まだまだ明確で安全だということまで言い切れない状態でありますのでその点、政府としてもいろいろと調査してるようですけども、その点で明確にされてない中で、今回は賛成にはちょっとできないということ、反対討論といたします。

○委員長（池田忠史君）

ほかに討論ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（多数挙手 4：1）

○委員長（池田忠史君）

挙手多数であります。

よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

第52号議案、豊能町国民健康保険事業財政調整基金条例廃止の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

第52号議案、豊能町国民健康保険事業財政調整基金条例の廃止の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

それでは議案書 14 ページ及び 15 ページを御覧ください。

本件につきましては、国民健康保険事業財政調整基金の全部を取崩したことに伴い、国民健康保険事業財政調整基金を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行は公布の日といたします。

説明は以上でございます。

御審査いただき御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

第53号議案、令和6年度豊能町一般会計補正予算（第5回）の件（関係部分のみ）を議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田です。

それでは第 53 号議案、令和 6 年度豊能町一般会計補正予算（第 5 回）の件につきまして、関係部分に係る提案理由の御説明を申し上げます。第 53 号議案、一般会計補正予算書を御覧ください。

着座にて説明させていただきます。

補正予算書の 8 ページを御覧ください。

第 2 表、継続費補正（変更）でございます。款 10. 教育費、項 1. 教育総務費、小中一貫校施設整備事業（西地区整備工事）でございますが、11 月 29 日開催の全員協議会におきまして第 53 号議案、令和 6 年度豊能町一般会計補正予算で御説明いたしました、小中一貫校施設整備事業に係る総額及び年割額を補正するものでございます。

今回の増額の主な要因といたしましては、校舎棟の契約先事業者と随意契約により体育館工事を契約する予定でしたが、金銭面で折り合うことができず、不調に終わりました。不調の主な理由といたしましては、随意契約とする場合、校舎棟工事の落札率が体育館工事にも適用されるのですが、同様の落札率に応じた価格では、設備業者が請負うことができないという状況が判明したものでございます。

そのため、今回、校舎棟の工事とは別の工事として発注する方針に変更せざるを得なくなり、体育館の単独工事として再度計算したところ予算に不足が生じたことから、今回補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（池田忠史君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

住民人権課、萩原です。

それでは今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして、御説明申し上げます。

着座にて失礼いたします。

今回の補正につきましては、4 月の人事異動等に伴う人件費の補正を行っておりますがそれらの説明は省略いたしますので御了承願います。

最初、歳出について御説明申し上げます。

21 ページを御覧ください。

款 2. 総務費、項 3. 戸籍住民基本台費、目 1. 戸籍住民基本台帳費の 2. 戸籍事務等窓口業務事業、44 万 5,000 円でございますが、これはマイナンバーカードの申請から交付まで通常 1 ヶ月以上かかっていたものが、主にマイナンバーカードを紛失された方などに限り最短で 1 週間程度まで短縮される特急発行が今月 12 月から対応可能となったため、事務を円滑に実施するための機器の整備に要する費用でございます。

経費の具体的な内容としましては、主なものとして、機械器具費 35 万 3,000 円を計上しておりますが、これは申請窓口で顔写真を撮影したり、カード発行機関へデータ送信をするためのスマートフォンを住民人権課と吉川支所に各 2 台、計 4 台分と申請者が写真を持参された場合に使用するスキャナを住民人権課と吉川支所に各 1 台の計 2 台分を合わせた購入費用でございます。

以上です。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

22 ページを御覧ください。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 1. 社会福祉総務費の 2. 国民健康保険特別会計事業勘定繰出金の 205 万円は、人件費の補正に係る費用を、国民健康保険特別会計へ繰り出しするものです。

○委員長（池田忠史君）

仲村福祉課長。

○福祉課長（仲村晴好君）

福祉課の仲村です。

着座にて失礼させていただきます。

同じ 22 ページ、続きまして 7 の障害者自立支援事業、これの 12. 業務委託 739 万 2,000 円でございますが、障害福祉サービスの制度改正に伴う障害者システム改修を行うための費用を増額するものでございます。

次の 19. 扶助費、その他 5,385 万 9,000 円でございますが、障害をお持ちの方がショートステイの利用やグループホームへの入所などの障害福祉サービスを利用された数が当初見込みよりも増加していることにより、扶助費を増額するものでございます。

続きまして 8 の障害者相談事業、18. 負担金 66 万 9,000 円でございますが、本事業について、国からの通知により課税対象事業であったことが判明いたしましたため、委託先の法人が遡及して消費税を支払うことになったことに伴いまして、その相当額を負担金として支払うものでございます。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

着座にて説明いたします。

23 ページを御覧ください。

目 2. 老人福祉費、3. 介護保険特別会計事業勘定繰出金の 38 万 8,000 円の減額は人件費の減額及び包括支援事業に係る令和 5 年度事業の精算による増額により、介護保険特別会計への繰出金を減額するものです。

続いて目 9. 後期高齢者医療費の 2. 後期高齢者医療広域連合負担金事業 1,417 万 8,000 円は、令和 5 年度大阪府後期高齢者医療定率負担金の精算に伴う費用を増額するものでございます。

続いて 24 ページを御覧ください。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、目 1. 保健衛生総務費の 3. 国民健康保険特別会計診療所施設勘定繰出金 645 万円は人件費に係

る費用を国民健康保険特別会計診療所施設勘定へ繰出しするものです。

歳出は以上です。

○委員長（池田忠史君）

仲村福祉課長。

○福祉課長（仲村晴好君）

福祉課、仲村です。

着座にて失礼いたします。

次に歳入について御説明申し上げます。

15 ページにお戻りください。

款 15. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金、目 1. 民生費国庫金、2 の障害者自立支援給付費等国庫負担金 2,692 万 9,000 円でございますが、歳出のところで御説明申し上げました、障害者自立支援事業の扶助費に係る補助率 2 分の 1 の国庫負担金でございます。

次に項 2. 国庫補助金、目 2. 民生費国庫補助金、5. 障害者総合支援事業費国庫補助金 369 万 5,000 円でございますが、歳出のところで御説明申し上げました、障害者システム改修を行うための業務委託料に係る負担率 2 分の 1 の国庫補助金でございます。

続きまして 16 ページを御覧ください。

款 16. 府支出金、項 1. 府負担金、目 2. 民生費府負担金、2 の障害者自立支援給付費等府負担金 1,346 万 4,000 円でございますが、歳出のところで御説明申し上げました、障害者自立支援事業の扶助費に係る補助率 4 分の 1 の府負担金でございます。

説明は以上でございます。

御審査いただき御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

21 ページですね。

予算書の戸籍住民基本台帳費で、戸籍事務等窓口業務事業ですかね。スマートフォ

ンの云々ということでございましたけれども、今日は12月6日で本会議が12月12日にございましてこれで議決されればですね、実際に動くんですけども、12月からだというお話があったんですけど実際にいつ頃から、これは運用できるのか、その点についてお伺いします。

○委員長（池田忠史君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

住民人権課、萩原です。

御質問にあったところなんですけれども、この補正予算をお認めいただきましたら、その予算がつきましたのでこれからスマートフォンなどの機器を揃えるということなんです。この運用自体は12月2日からですね保険証の新規発行がなくなったときから対応可能ということなんで、ちょっと機械のほう揃うまでは暫定的にですね、今住民人権課と吉川支所の窓口で、キャッシュレス決済用のiPadがございまして、それをちょっと暫定的に使わせていただくということで対応しようと思います。

スマートフォンとかが揃いましたら、これらの機器を使って運用するということを考えております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

実際に紛失された方なんですけど、いつからかいうたら、ちょっとになるんですけども実際にいらっしゃる方はございますか。

○委員長（池田忠史君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課（萩原哲也君）

住民人権課、萩原です。

今、住民人権課とあと吉川支所のほうにも確認したんですけども、まだ今日現在

で紛失したから特急発行の申請というのは、1件もございません。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

すいません。23ページの介護保険の繰り出しの理由なんですけれども、もうちょっと詳しく御説明いただけないでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

詳しくは介護保険事業特別会計事業勘定のほうで少し説明させていただくんですけども、内容といたしましては先ほど説明しましたように、人件費の繰出金の減っているところと、あとは令和5年度に行いました包括支援事業、こちらのほうの精算で増額が出ましたので、その減と増、合わせて33万8,000円の減になりましたので、減額させていただいてるところになります。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

22ページですね。

社会福祉総務費で障害者自立支援事業システム改修なんですけど、制度改正のためシステム改修で聞いたんですが、どういう制度改正されたのかその点についてお願いします。

○委員長（池田忠史君）

仲村福祉課長。

○福祉課長（仲村晴好君）

福祉課、仲村です。

システム改修ですけども、制度改正というふうに説明させていただきました。その制度改正の内容ですけども、就学前の障

害児の発達支援無償化に係る認定手続きの簡素化に伴うシステムの変更がまず一つ。この変更ですけれども、令和元年 10 月 1 日から就学前障害児の発達支援の無償化が始まっておりまして、令和 4 年 4 月 1 日から認定手続きの簡素化がされましたが、この度、国からインターフェース仕様書の見直しがあったため、システムを改修するものでございます。二つ目ですが、同一世帯における複数児童の上限額管理に伴うシステムの変更ということで複数児童の上限額管理を、これまで紙ベースで行っていたものをシステム改修によりオンラインで管理を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（池田忠史君）

ほかございませんか。

○委員（寺脇直子君）

寺脇委員。

同じ 22 ページの社会福祉総務費の扶助費がとても利用者が増えているということなんですけど、例年に比べてどれぐらい増えてるんでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

仲村福祉課長。

○福祉課長（仲村晴好君）

福祉課、仲村です。

利用者が増えてるのもあるんですけども利用者の障害の具合がですね、ちょっと今までよりも支援が必要になられた方が多くなつて今まで食事支援のみ必要だったのが身体支援というところもありまして、件数的にはあまり伸びてないところもあるんですけども時間数が伸びたりとかしているところもあります。

一番件数で増えておりますのが、短期入所支援といいまして、これショートステイなんですけれども、これまで 3 人ということを見込んでおったんですけども、今現

在 7 名利用されております。それから、共同生活援助、これグループホームなんですけれども、当初 19 人見込んでおりましたが、現在 25 人ということでこのあたりの増加が著しいところでございます。

以上でございます。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

全協でも聞いたんですけども、8 ページの継続費補正ですね。小中一貫校の話で、当初、令和 7 年度の予算からですね、4,670 万上積みということでこれは、コーナンさんとの、その 1 の工事から随契とする予定だったけれども、不調になったというお話で聞いてます。

これ 97%の 1 回目の落札率になるほどその次のその 2 で、そのまま使っても全くコーナンさんとしてはもう駄目だというお話で、契約はできなかったということをお願いしております。私ね。全協でね。

結局、予算 4,670 万のアップという内訳につきましては、もろもろ理由があると思うんですけども、ちょっとその理由について伺いできる方はいらっしゃいますか。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田です。

今回、業者のほうとですね、随意契約、落札率 97%での協議が整わなかったということで、新たに体育館の新規工事として、計算をし直した。ここで落札率が当然 97%っていうのが効いてきませんので、この分が増える要素の一つとなっております。

あと経費率でございますが、事業費の総額が低ければ経費率も若干上がってくるといようなことがございまして、こちらのほうを計算した結果、今回お示ししており

ます 4,670 万円の増ということで補正をお願いしているものでございます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

わかりました。私は当初からその 1 とその 2 は別個にしてですね、一般競争入札でどうかという考え方だったんですけど、今更なんですけどね。その考え方でいった場合と、今回こういうことになったことに比べてね、まあまあ一緒なんか高いのか安いのか、わかりませんけれども、その辺はどういうふうに考えておられますか。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田です。

今回もこの工事をですね、今委員おっしゃられるように一緒に出したほうがというようなお話もございますが、体育館の工事につきましては、暖房器具を設置する関係で補助金を取りに行くのにどのような仕様にしないといけないのかっていうのが、なかなか、まだ確認が取れていなかった。

本校舎棟の契約のときにということで、体育館の方を遅らせて、今回契約をさしていただきたいということになっておりますのでもしそういうことがなければですね、当初から校舎棟と体育館棟を一体で、入札に付すということもできたのではないかと、いうふうに考えております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

マイナンバーカードの普及率はどうなってますか。特に職員と住民に対してと常にマイナンバーカードのこれから紐づけるこ

とに至っても、いろいろマイナンバーカードを使った行政サービスっていうのが増えてきますよね。そこら辺で常に確認されることではあるんで、答えられるような体制はとっておいてもらいたいですけど。

○委員長（池田忠史君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

住民人権課、萩原です。

普及率ということなんですけどちょっと正確なデータ今、手元にはないんですが、こないだ 11 月末で調べた分と言いますと、交付率が 83%程度で、ごめんなさい、10 月末で交付率の方が 85.51%となっております。

職員の分については、これはちょっと人事のほうでちょっと把握してるのかな、というふうに思うんですけども、ちょっと私のほうではちょっと把握できてないんでちょっとお答えはできません。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

いつも言ってますけど、して欲しいんですよ。国民に対してマイナンバーカードをとって言った場合はそれを、言ってるお願いしてる職員の方は常に 100 でないといけないのかなと。早々に僕は 100 を目指していただきたい。それだって職員が利用する、してくださいって言ってる人たちが持っていないのに、してくださいって変ですよ。

やはりこうしてくださいっていう立場の人たちはもっとう、こんだけ便利になるんだから、こんだけ情報も守られるんだから、こんだけ安全なんだからっていうことが説明できるような体制は必要なのかなと思うんでそこら辺はしっかりと 100 を目指して、早々に 100 を目指していただきたい。100 じゃないと思ってるんで、お願いしたい

と思います。

それとあと、障害者自立支援のシステム改修、これ対象の人数何人かでこの今回700万ですね。システム改修としてはちょっと高いのかなと思うんですけど、これの妥当性っていうのはどこと比較をされて決められてるんですか。

○委員長（池田忠史君）

仲村福祉課長。

○福祉課長（仲村晴好君）

福祉課、仲村です。

対象人数ですけれども43人の障害児さんでございます。あと、この妥当性なんですけれども、なかなかどの金額が妥当なのか我々なかなか判断しにくいところもあるんですけれども、今回は国の補助基本額どおりの見積もりを業者のほういただいておりますので、その金額は妥当であると私どもは判断しております。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

43人で、今まで改修をせずに、昔は一件一件調べていたという状況で、800万近くをかけると、これからランニングコストなり定期的なメンテナンスなりっていうのが必要になって参りますよね。ですからやはり早々に、この町村レベルでのシステムの利用っていうものも、本当に考えていかないとずっと圧迫される、すべてずっと国が見てくれるっていうなら別なんですけど、そうじゃないですよ。

そうすると、やはり町村レベルでシステムっていうものがどこまで入れたほうがいいのか、それならば、自分たちでやったほうがずっとコストダウンのほうに繋がるんじゃないか。自分たちであれば、情報の漏えいだってないわけですから、そういうところもしっかりと考える必要があるかと思

いますけど、副町長いかがですか。

○委員長（池田忠史君）

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

昨日のハニタスの御質問のときにも、そういった御質問お答えをさせていただいておったかと思うんです。

我々いろんなシステムを導入しながら行政サービスを提供してるわけでございます。人口がこれからどんどん減って参りますんで税金なんかでその中で客体が減ってくるとかいろんなことがございます。

ただ、議長おっしゃるように、システムにつきましてはどうしてもイニシャルコストっていうのが、かかって参りますんで導入いたしますとそのあとにランニングコストがかかってくる。ここんところは、どうしてもその小さな団体でも大きな団体でも、結局イニシャルコストは変わらない。

ランニングコストがちょっとその客体によって若干変動があるというところがございますんで、いつもこれから予算の時期に入ってくるわけなんですけども、予算編成時におきましてもしそういう、システムの経費っていうのが非常に大きなウェイトを占めてきているという状況にございますんで、当然、当初予算、補正予算の査定或いはそういったときにおきましてはですね、そういう費用対効果というところ、我々は常に意識しながら予算編成に取り組んでいるわけでございます。

これからますます人口が減ってくる中で本当にそのシステムを導入してそれを維持していくのが本当に町にとって、一番、より効果的なことなのかということは十分、我々もこれ検証しながらシステムの導入、維持というところには配慮していく必要があるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

やはりシステムというものは当然職員の負担が減る作業が減る、そういうそれだけのメリットがあるんであれば導入すればいいんですけど、やはりそのネックとなってくるのが、副町長もおっしゃられたようにランニングコストであつたりかなと。そういう対象人数が少ないのにそれなりに改修すると、一律同じようにシステム改修費がかかってくるというところがネックになってくるんで、どこかでタイミングによっては切り離すっていう選択っていうものが必要になるのかなと思ってます。

人口が減ってきたり対象人数が少ない場合ですね、そういったところも本当に考えて予算組みをしていかないと本当にシステムの業務委託料、改修の業務委託料だけでかなり財政を圧迫するような形になるんでそこら辺、本当に慎重に考えて予算組みをしてくださいお願いします。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

教育費のほうで先ほどコーナンが駄目だったということだったんですが、落札率が97%という高い率であつたにもかかわらずですね、やはり駄目だったという、決定的な理由っていうのはわかるんですか。

どのような理由なんでしょう。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田です。

落札率ですね、97%で随意契約をお願いしているという、当然随意契約をさせていただくということで、ずっと概ね3ヶ月程度ですね、落札業者と協議をしてきた中、

やはり今の時勢でなかなか体育館って設備を今度入れるという工事でございます。

大手企業を落札業者のほうで、設備業者のほうと、当然そういう設備を入れるという話をしていくんですけども、なかなか3%分ですね。加味した形で入れることが難しいというようなところで、なかなか協議が整わなく、最終的には不調に終わったというようなことでございます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

教育施設なのでですね、やはりしっかりとそここのところは、遅れをなさないようにね、頑張っていっていただきたいと思うんです。

それと一番最後のページ。34 ページの小中一貫の方の西地域の方ですが、令和7年度も大きな額で予算がされておるんですけども、これはもう金額が変わるようなことは、まだあるのかどうか、今いろいろと物価高騰、また資材の高騰も出てくる可能性があるのかなと思うんですけどその予定、予想というかそういうことは考えられますか。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田です。

今委員の御質問の確認でございますが、今、継続費で組んでいる予算の総額を、今後超えていく可能性があるかないかというような御質問でよろしいですかね。現時点で私どもが把握してるところで申し上げさせていただきたいと思います。一般的にやはり物価高騰というのは全国的に当然、高騰しております。ですので、当初工事を契約した後にやはり変更契約をしてください、

というような形で対応されているという市町村も実際のところ聞いております。

ただ、すべてがそうなるかと言いますとそうでもない部分もございますので、その辺りにつきましてはですね、今、第1期工事に校舎棟の方につきましては、落札業者と、当然、町につきましては費用を負担することを増額することが想定されますが、しないような形でですね、何とかしていただきたいというところで協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

継続費補正の話になりますけど、コーナンさんが落札率 97%あって、よう出せない、安いから手を引かれたんですけど、次にその2を単独で出して、入札をするんですけど、コーナンさんって手を挙げられるんですか。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田です。

今回ですね、この予算を認めいただきましたら、体育館の工事につきましては、また新たにですね一般競争入札に付すということでございますので、第1期工事の落札業者が必ず参加されるかどうかという確約とか云々というのはちょっとこちらの方ではわからないというところでございます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

福祉教育の特にこの予算については、問題ないと思っております。しかし、いろいろと状況が変わるということも含めて、しっかりと慎重に対応していただきたいと思います。それで、昨日の委員会ではですね、討論もありまして、バスのハニタスの問題がありました。この問題はここで言う話ではありませんけれども、バスをちょっと気になりますので、一言だけ付け加えたいと思いますよろしいですか。

○委員長（池田忠史君）

ちょっと委員会が違いますんでちょっとここではちょっと。

○委員（高尾靖子君）

はい。このことについても慎重にね、進めていかなければならない問題だと思っておりますので、一言だけ言ひまして賛成ですが、討論といたします。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほかに討論ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第54号議案、令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予（第1回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

第 54 号議案、令和 6 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件について説明いたします。補正予算書の 3 ページを御覧ください。令和 6 年度の豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 1 回）でございます。

着座にて説明いたします。

第 1 条といたしまして、既定の歳入歳出算の総額にそれぞれ 7,536 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 520 万円とするものです。それでは今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、4 月の人事異動等に伴う人件費の補正を行っておりますがそれらの説明は省略いたしますので御了承願います。

最初に歳出より説明させていただきます。11 ページを御覧ください。款 2. 保険給付費、項 1. 療養諸費、目 1. 療養給付費の 1. 療養給付事業 3,000 万円の増額につきましては療養給付にかかる費用が当初予算を上回る見込みであるため、これを増額するものです。

続いて項 2. 高額療養費、目 1. 高額療養費、1. 高額療養費給付事業 3,700 万円の増額につきましては、高額療養費給付にかかる費用が当初予算を上回る見込みであるため、こちらも増額するものです。

12 ページを御覧ください。

款 7. 諸支出金、項 1. 償還金及び還付金、目 3. 保険給付費等交付金償還金の 1. 国民健康保険国民健康保険運営事業 222 万 4,000 円、特定健康診査等負担金償還金の 1. 国民健康保険運営事業 127 万 6,000 円の増額は、令和 5 年度の事業の実績に応じて精算を行うための償還金です。

同じく 12 ページの下段、款 8. 予備費、項 1. 予備費、目 1. 予備費は 101 万 4,000 円の補正を行うものです。内容といたしましては前年度からの繰越金の確定額より、先ほど申し上げました令和 5 年度の事業の実績に応じて精算を行うための償還金を除いた額を計上しております。

次に歳入について説明いたします。

8 ページへお戻り願います。

款 5. 府支出金、項 1. 府補助金、目 2. 保険給付費等交付金の 1. 普通交付金 6,700 万円、は先ほど歳出で申し上げました、高額療養費給付に要する費用について、大阪府から交付される普通交付金です。

次に、款 6. 繰入金、項 1. 他会計繰入金、目 1. 一般会計繰入金、節 2. 職員給与費等繰入金 205 万円の増額につきましては、人件費の補正に係る経費を一般会計から繰り入れするものでございます。

9 ページを御覧ください。

款 7. 繰越金、項 1. 繰越金、目 1. 繰越金の 1. 前年度繰越金 451 万 4,000 円は、前年度からの繰越金の確定に伴うものでございます。

説明は以上です。

御審議いただき御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

11 ページですね、療養給付費ですね。3,000 万円なんですけど、御説明で当初予算を上回るためにという補正なんですけれども、この具体的な要因についてはどういうものがあるんでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

こちらのほうは医療費にかかるものですので医療機関にかかった方が見込みよりも多かったということになりますので、特定にどこの部分でというわけではございません。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほかに質疑ございませんでしょうか
（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

第55号議案、令和6年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第2回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

第55号議案、令和6年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算の件について説明いたします。

着座にて説明いたします。

補正予算書の3ページを御覧ください。

令和6年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第2回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ689万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億406万1,000円とするものです。

それでは今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動等に伴う人件費の補正を行っておりますがそちらの説明は省略いたしますので御了承願います。

最初に歳出より説明させていただきます。
10ページを御覧ください。

款3.予備費、項1.予備費、目1.予備費の44万8,000円は、令和5年度の繰越額確定に伴い、相当分を予備費に計上するものです。歳出の説明は以上です。

次に歳入について説明いたします。8ページを御覧ください。

款3.繰越金、項1.繰越金、目1.繰越金の前年度繰越金44万8,000円の増額につきましては、先ほど歳出で説明しました令和5年度の繰越額確定に伴い増額を行うものです。

次に款4.繰入金、項1.繰入金645万円の増額につきましては、人件費の補正に係る経費を一般会計から繰り入れするものでございます。

説明は以上です。

御審査いただき御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり、可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(池田忠史君)

挙手全員であります。

よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

第56号議案、令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第2回)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千歳保険課長。

○保険課長(千歳あや乃君)

保険課、千歳です。

第56号議案、令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について説明いたします。

着座にて説明いたします。

補正予算書の3ページを御覧ください。

令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第2回)でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,234万2,000円を増額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,395万8,000円とするものです。それでは今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動等に伴う人件費の補正を行っておりますがそれらの説明は省略いたしますので御了承いたします。

最初に歳出より説明させていただきます。10ページを御覧ください。

款6.基金積立金、項1.基金積立金、目1.介護給付費準備基金積立金の1.介護保険運営事業7,451万2,000円は、令和5年度の介護保険料余剰分を基金に積み立てるものでございます。

歳出の説明は以上です。

次に、歳入について説明いたします。

8ページを御覧ください。

款6.繰入金、項1.一般会計繰入金、目3.包括的支援事業等費繰入金ですが、現年度分は人件費の補正による217万円の減額、過年度分につきましては、令和5年度事業の実績に基づく精算による178万2,000円の増額の合計額の38万8,000円を減額するものでございます。

続いて下段の款8.繰越金、項1.繰越金、目1.繰越金の1.前年度繰越金7,273万円は、令和5年度決算における繰越金で先ほど歳出で説明しました、基金積立金の財源とするものです。

説明は以上です。

御審査いただき御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○委員長(池田忠史君)

これより本件に対する質疑を行います。

高尾委員。

○委員(高尾靖子君)

特になんですけども、基金の現在の総額っていうのはどれぐらいになっているのか、お聞きいたします。

○委員長(池田忠史君)

千歳保険課長。

○保険課長(千歳あや乃君)

保険課、千歳です。

介護給付費準備基金の基金現在高でございますが、令和6年10月末現在におきまして9億3,667万5,246円となっております。

また、今回の補正により8,045万5,551円を積み立てますので、積立のほうを行ったその後の基金残高につきましては、10億1,713万797円となる見込みとなっております。

以上です。

○委員長(池田忠史君)

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

今回積立たら 10 億ってことで、毎年 1 億円ずつ積み立ててると思うんですけど今後もそういう推移になるのでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

このたび令和 6 年度より、第 9 期の介護保険運営計画と介護保険計画というのが進んでおるんですけども、その中におきましては積立金のほうは取崩しとかそういった予定は現在のほうございません。

ただ、今後 75 歳以上人口の方がまだ増えていく見込みでございますので、第 9 期以降の計画におきましては、取崩し額というのも想定しながらやっていくことになるかと思えます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

今の質問は、積立が今後も増えるのかという話なのでその辺を。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

失礼いたしました。

今後の基金の積立のほうはどうなるかということなんですけれども、これまでのように毎年 1 億円という形での積立というのは今後はないかと思えます。後は積立というのが一定収支のほうに合ってきて、その後、取崩しといったような形になると見込んでおります。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

今お聞きしましたら、準備基金の総額 10

億超えてますけれども、これの利用とか活用っていうのは限られてると思うんですけども、どの程度までの活用ができる範囲で活用できるのか。料金抑制とか引き下げのためのね、そういうことの他にですね、高齢者の介護保険に入っておられる方への何か活用ができるようなことが可能性としてあるのかどうか、その辺を他の市町村にもあると思うんですけども、どうでしょうか。活用の方法は、わかりますか。

○委員長（池田忠史君）

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

生活福祉部、小森です。

今回の一般質問の中でも確かお答えしたような記憶ございます。基本的にはこの基金につきましては、保険料の抑制であることがメインであるかなというふうに思われるんですが、今年度から実施させていただいております、見守りの事業でありますとか、65 歳以上、第 1 号保険者に資する方が対応対象の事業全体に係る事業でしたら、活用することは可能かなというふうに考えておるんですけども。

ただ、基本的には先ほど第一番目に申し上げました、今後給付が伸びていく、保険料抑制したいというための目的で当初進んで参っておりますので、後はその内容に基づいて、いろいろ考えていくことになるかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

吉田副委員長。

○副委員長（吉田正子君）

今、一生懸命基金を貯めてられますけどもこれから保険いろいろと、高齢者が多いので使っていくことになるんですけども、それについて人材のために、使っていくという考えはあるのでしょうか。

ヘルパーさんとかケアマネージャーさんも高齢化になり、人材が少なくなっていくのでこの基金を使って増やしていくっていうふうに考えられているのか。そこら辺をお聞きしたいんですけど。

○委員長（池田忠史君）

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

生活福祉部の小森です。

確かに副委員長おっしゃいますように、特に他の自治体よりも、町内だけでとらえますと、私ども高齢化率が高いということでございますので、介護力については他の自治体よりも不足になってくるというのが早いというふうには見込んでございます。

町内の事業者さんともいろいろお話させていただいておりますと、まず施設関係で言いますと外国人の方が、就労されていたりとかいうのを見受けられてます。居宅内のサービスですね、今おっしゃっていただきましたホームヘルプ等なんですけども、これについても、やはりヘルパーさんの高齢化がかなり進んでいるということ、ここもお聞きしてます。

特にですね基金からどうこうという話ではないんですけれども、この辺のところ私どもも、保険料いただいてサービスができないということはできませんので、これはもう全国的にその福祉従事者の不足というのはこれもう叫ばれてるんですが、この北摂界限でもですね、いろいろな自治体さんが集まってそういう議論もしてるところでございます、実際にはイベント等もやってるんですけれども、私どもも独自でですね、何かできることについては、町内の事業者さんも含めていろいろお話を聞きながら、何かできることについてはもう取り組んでいくことになると思いますか、取り組んでいかないと駄目だなというふうに思ってます

すので、その点は十分、頭に我々はいれながら、サービスの担保に努めて参りたいと思っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第 56 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付された案件はすべて終了いたしました。

続きまして、その他について委員間討議を行う事項は何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

以上で本委員会を閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

異議なしと認めます。

よって、本委員会は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

福祉教育常任委員会の閉会にあたりまして一言御挨拶を申し上げさせていただきます。本日御提案をさせていただきました議案に対しまして慎重に御審査を賜りまして、誠にありがとうございました。

昨日も申し上げましたけれども、それぞれにいただきました御意見、真摯に受けとめさせていただきますして、補正予算でしたら執行に当たりましてですね、しっかりと受けとめて進めていきたいと思ってございますので、引き続きお力添えをいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会に当たりましての、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（池田忠史君）

これをもって福祉教育常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

午前 10 時 50 分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会

委員長